



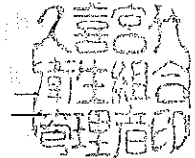
久宮衛減第3554号

平成27年4月21日

久喜宮代衛生組合廃棄物減量等推進審議会

会 長 高柳 英雄 様

久喜宮代衛生組合
管理者 田 中 暄



資源物の回収（集団回収と公共回収）のあり方について（諮問）

久喜宮代衛生組合廃棄物の処理及び再利用に関する条例(平成9年条例第1号)第7条の規定に基づき、標記の件について、下記のとおり諮問します。

記

1. 諮問事項

資源物の回収（集団回収と公共回収）のあり方について

2. 諮問理由

久喜宮代衛生組合は、平成22年3月23日に構成市町の久喜市が合併し、新久喜市となったことにより、久喜宮代清掃センター（久喜地区・宮代町）、菖蒲清掃センター（菖蒲地区）及び八甫清掃センター（栗橋地区・鷺宮地区）の3施設の体制となりました。

この合併により生じた住民の不公平感の是正を図るとともに、施設の効率的な運営を図るため、家庭系廃棄物や事業系廃棄物の排出方法や手数料に関する取り扱いについて、概ね統一を図ってきたところです。

しかし、ごみ処理行政に係る課題は多様化しており、これらの課題解決のため、久喜宮代衛生組合では、平成25年3月に一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定しました。その中で、住民の方に身近な問題で、かつ住民の方の英知を生かして検討すべき事項の一つとして「資源物の回収（集団回収と公共回収）のあり方について」の課題があります。

この資源物の回収につきましては、当組合に登録した資源集団回収団体による集団回収と、当組合による公共回収の2つの回収方法で行なっていると



ころです。

集団回収と公共回収を合わせて行うことは一部の住民からは、集団回収による報奨金と公共回収による委託料との二重支出になっているのではないかとといったご指摘もいただいております、回収方法の検討が求められています。

また、一部の自治体では地域コミュニティの推進やコストの削減を目的にすべての資源物を集団回収で対応しているところもでてきているところです。

当組合といたしましては、更なる業務の効率化及びコストの削減を図るため、貴審議会において、上記諮問事項についてご審議いただきたく、ここに諮問いたします。

（以下、非常に薄い文字の行が続きます）

（以下、非常に薄い文字の行が続きます）

（以下、非常に薄い文字の行が続きます）

（以下、非常に薄い文字の行が続きます）

（以下、非常に薄い文字の行が続きます）

（以下、非常に薄い文字の行が続きます）

（以下、非常に薄い文字の行が続きます）

（以下、非常に薄い文字の行が続きます）

（以下、非常に薄い文字の行が続きます）